

案

行 管 第 号
平 成 2 9 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

山梨県個人情報保護審議会
会 長 堀 内 寿 人

個人情報の保護に関する施策その他重要事項について（答申）

平成29年6月26日付け行管第580号で諮問がありました次の意見聴取事項について、別添のとおり答申します。

諮問第25号

「山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の改正について」に係る意見聴取事案

案

1 個人情報の定義について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正内容を踏まえ、個人情報の定義を明確化する山梨県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行うことについて、適当なものと認める。

2 機微情報に係る規定について

条例における機微情報の取得の制限を維持しつつ、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報と同様に、取得を制限する個人情報の項目を追加する改正を行うことについて、適当なものと認める。

なお、実施機関が取得を制限された個人情報を取り扱う場合には、当審議会の意見聴取を要する場合があることから、改正する規定の施行日までに所要の手続を行うための相当の期間を置くなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。

3 非識別加工情報について

非識別加工情報の提供制度は、官民を通じたパーソナルデータ（個人の行動・状態に関するデータ）の利活用を図るものとして重要であるが、実際の具体的な運用等において課題が存在することから、引き続き検討を要すると考えられるため、今回の改正を見送ることについて、適当なものと認める。

4 事業者に関する規定について

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定のうち、条例第49条（指針の作成）及び第56条（調査、助言、勧告及び公表）の規定を削除する改正を行うことについて、適当なものと認める。

5 個人情報取扱業務登録制度について

個人情報取扱業務登録制度は、事業者が自主的に業務の登録を行うことにより個人情報の適正な取扱いを促進するものであるが、制度創設後に個人情報保護法の制定及び改正が行われたこと等から、本制度を維持する意義が減退しているため、本制度を廃止することについて、適当なものと認める。